

平成30年第5回菊池市教育委員会会議録

日 時 平成30年5月22日(火)午後1時30分
場 所 本庁舎3階304会議室
出席者

教育委員長	松 岡 義 博
委員長職務代理者	森 智 保 美
教育委員	江 藤 継 喜
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	芹 川 幸 良 子
教育長	原 田 和 幸
教育部長	大 山 堅 四 郎
教育審議員	横 手 満
学校教育課長	木 下 徳 幸
生涯学習課長	笹 原 猛
社会体育課長	吉 田 武
学校給食管理室長	竹 村 秀 一
菊池市中央公民館長	山 本 美 千 代
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	上 田 浩 一 郎
泗水幼稚園長	井 本 か お る
学校教育課総務係長	磯 田 貴 博

17名

日 程

1. 開 会
2. 議事録の承認について
3. 教育長の報告
4. 議 案
 - 第14号 菊池市生涯学習推進本部及び菊池市生涯学習推進審議会設置要綱を廃止する要綱の制定について
 - 第15号 菊池市生涯学習推進委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について
 - 第16号 菊池市生涯学習推進本部設置要綱の制定について
 - 第17号 菊池市生涯学習推進会議設置要綱の制定について
5. 報告案件
 - (1) いじめ・不登校について(学校教育課)
 - (2) 菊池市立泗水幼稚園の民営化について(学校教育課)
 - (3) 菊池市営七城総合グラウンドでの事故について(社会体育課)
 - (4) 菊池市自治公民館活性化事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について(中央公民館)
6. その他
7. (教育委員会各課からの事務連絡等)
 - ①行事予定等
 - ②その他 事務連絡

開会

松岡委員長 皆さん、こんにちは。日曜日は中学校の運動会でございます、私も南中学校に行きましたが、芹川委員もおいでになりましたけれども、大変暑かったけど、風がそれなりにありました。やはり行きますと、一生懸命練習した成果が披露される姿というのは、ほんとうにある意味では感無量だなと。また、次の日曜日は小学校の運動会ですから、楽しみにしております。

皆さんのほうにこういう資料が渡っているかなと思いますが、お手元にございますでしょうか。実は今度、県の義務教育課が中心となって、先週の5月18日に「熊本の学び」総合構想会議の第1回目が開催され、そのメンバーに菊池から私が選任されました。私の立場は民間人として出席ということで、参加した内容を考えてみますと、中身は大変濃いもので、この開催自体が、これから日本として、熊本として、一番必要とされる「熊本の学び」ということです。具体的に、どういうことを学んでいくのかと言いますと、総合的に、子供たちのこれからの将来の展望について、いろいろな立場の方にお集まりいただいて、会議を重ねるということです。

最終的には来年の2月19日まで、6回シリーズで開催されますが、その中身について最適なまとめが入ってきて、新しい形での体制づくりが今からなされていきます。私はその1メンバーとして、子供たちの夢を育む熊本の人づくりをテーマとしていながら、これに対して、いろいろな課題、項目があります。

組織自体は、5つのワーキンググループに分かれて、そのワーキンググループの中で検討を重ねていく。そこで、指導要綱の中にもありますように、子供たちに何ができるのか、何を学ぶのか、どのように学ぶのかというテーマがあって、その課題解決に向けて進めていくと、宮尾教育長の挨拶のもとで開催されました。

そして、熊本地震からの創造的復興ということで、オール熊本としての取り組み、震災によって「つなぐ」という冊子ができております。これは菊池市の委員会にも来ていますか。

事務局 学校全部に配っています。

松岡委員長 配ってありますね。これに子供たちの感想が書かれていて、小学生から中学生まで、この冊子にまとめられています。一読してみますと、その年齢ならではの、中身は大変濃いものになっていますので、どうぞ皆さん、ごらんください。それに参加してまいりました。

今から新しい総合教育会議が開催されていくわけですが、その中でも、私たち教育委員会としての将来のあるべき姿というのは、課題が山積する中で、どのように課題を発見し、解決していくのか。前回の委員会の挨拶の中でも申し上げましたが、課題は大変多岐にわたってあります。でも、課題があるから大変だと思ふよりも、その課題を一つずつみんなて話し合いながら、菊池市なら

ではの進め方をしていくということも必要ではないかと思っているところがございます。

今日の議題も多岐にわたっておりますし、一つだけ冒頭でお話ししますと、今日、私がちょうど出てくる前に、菊池女子高校の荒木先生から電話をいただきました。どういう電話かという、6時に放送がされていますよね。生涯学習課は荒木校長のその内容は多分お分かりになると思いますが、端的に言えば、あの放送を英語に変えたいということです。それを私に話されまして、色々関係者の方にお話を申し上げた。でも、自分はこう思うというのを力説されまして、じゃあ、今日、委員会があるから、その中で皆さんに話をしておくとお話をしました。

荒木校長からの意見を受けて自分なりに思ったのは、確かに時代はそういう時代で、英語が本当に前倒し、前倒しで進んできていますから、必要だというのはありますけど、市民の理解度、保護者の理解度をまとめていくためには、まだまだ賛否両論あるのかなと思いました。放送ということは、全ての人たちに聞いてもらうわけですから、そうしたときに、それを理解できるような形をどうして作りあげて、そして、前向きの方で、こういうことだからと一歩前に進めていければ、全然閉鎖的でなくてもいいと私は思いました。

そのためには、できることであれば、放送の冒頭で、話す言葉のちょっと前置きがあって、こういう理由でこういうふうに放送していきますみたいな形があると分かりやすいでしょう。ただ、単にそのことだけがだめだということになること自体もどうなのかなと思いました。

こういう新しい形を進めていくときには、そういうものも一つの課題として、どういうふうに解決していくのか。とにかく難しい問題が山積しております。

今までこの委員会の中で色々問題があって、学校給食の問題、それから泗水幼稚園の問題もやっぱり色々な課題を抱えながら、解決したようで解決がどこまでできているのかなというのも我々は疑問視しながら見守っていかなくちゃいけないなと思っています。

来る前に電話があったので、そういうことも冒頭で皆さんに報告しながら、また後で皆さんの意見も伺いたいと思っているところがございます。

これで挨拶は終わりたいと思います。

それでは、ただいまから平成30年第5回菊池市教育委員会会議を開会いたします。

前回の会議録の承認についてなんですが、第4回の会議録の承認について議題とはいたしますが、会議録作成業務の年度初めということもありまして、外部委託の入札をやっている関係上、会議録の作成が遅れております。第4回と第5回の議事録をあわせて次回に承認いただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

委員一同 異議なし

松岡委員長 ありがとうございます。
それでは、次の議題に入っていきます。
教育長の報告をお願いします。

原田教育長 改めまして、こんにちは。先ほど委員長からもありましたが、先日の中学校の体育大会、大変お世話になりました。ありがとうございました。

前の日がえらい風が強くて、テントが大分傷んだという話も聞いておりますが、子供がけがをしなかったのが一番だなと思っております。

それでは、着座のまま、まずは動静についてご報告申し上げます。

4月22日、ひのくに高等支援学校の体育大会がございました。練習期間もほとんどない状況の中で、午前中が体育大会、午後がPTA総会ということでしたが、久保指導主事と一緒に行ってまいりました。非常に生徒が生き生きと、そして、きびきびと動いている姿に感動を覚えました。

4月23日、管内四者人権・同和教育研修会、議会の月例会がございました。

4月24日は、教育委員会関係の事業進行計画の市長ヒアリングがございました。教科書選定審議会が県のほうでありました。

4月25日、菊池市解放教育研究会の総会に行つてまいりました。

4月26日、熊本県市町村人権同和教育連絡協議会役員会並びに総会がございました。永南の集会所の開級式がございました。

4月27日、教育委員会、校長会、教頭会の合同歓迎会、これは、委員さん方、皆お世話になりました。

28日、郡市の退職校長会の総会。それから、市P連の総会がありました。

5月7日、菊池地区人権・同和教育連絡協議会の監査をしました。

5月8日、管内の教育長会議、それから庁議、文化財保護協会の役員会がありました。また夜は、熊日旗菊池市民ソフトボール大会の開会式がありました。

5月11日、市校長会議。それから、西部市民センターのほうで人事異動に伴う研修会がございました。

5月12日、ほたるフェスタ in 旭志、それから、菊池高校の体育大会がありました。

5月15日、文化財保護協会の総会、全体区長会が行われております。

5月17日、B&G連絡協議会の県と南九州ブロックの総会がありました。菊之池小中高校生の合同開級式がありました。これには、横手審議員に行つてもらいました。

5月18日、民生委員・児童委員の総会。

19日、旭志中学校の体育大会。

5月20日、市議会議員の選挙が行われました。同時に、中学校の体育大会、菊池北小と北中が合同でありました。

5月21日、昨日は市町村教育委員会連絡協議会の定例会がございました。

本日5月22日、市教育委員会議、午前中に庁議、菊池市の商工会の総会が行われるようになっております。これは私は参加しませんで、部長のほうに参加されます。

以上が今までの動静でございます。

続きまして、管内教育長会が5月8日に開催されましたが、そこから主なものを報告します。

まず、中島所長のほうから、どの学校も新年度はよいスタートが切れたと思うというお話がありました。ただ、見えないものを心配するというので、子供の命、学校生活への不適應、LINEでのいじめ、それから交通事故等で命が失われるようなことがないようにということで、非常に心配しているという話がありました。

教職員では、メンタルで休む先生たちがいるということ。それから、4月からもういっぱいばいばいで、授業参観があったり、家庭訪問があったりで、初任者は張り詰めた状態でこの1カ月を過ごしてきているだろうから、少し気を抜くようなところも配慮してほしいというような話がありました。

それから、不祥事ですが、子供や保護者とのメールのやりとりを心配する、それから体罰を心配するというような話がありました。

それから、教育事務所のほうは、総合訪問で行かない学校は、所長、指導課長、管理主事で学校訪問をいたします。その巡回訪問が5月14日から始まっております。校長の学校経営、子供の様子、職員の様子を見るのが楽しみだという話でした。

木村管理主事のほうからは、学級編成、教職員一覧について、今回非常に間違いが多かったということで、提出までの期間があまりにも短かったためにチェックがなかなか十分でできなかったということで、スケジュールの改善、それから、学校のチェック体制をしっかり見直してほしいということと、重要文書をつくっているんだという意識、また作成能力の向上も目指していかなければならないというような話がありました。

超過勤務者数の報告について、月80時間以上の超過勤務をする教職員は報告を上げてほしいということでした。

教職員の所有免許状の調査をするということ。

それから、教員採用試験の要綱、県の教育委員会のホームページにアップされたので、受けようと思っている人たちに周知を図ってほしいということでした。

指導課のほうからは、別紙概要版のほうに概要を載せておりますけれども、重立ったものとしまして、新学習指導要領移行期間の対応で、指導内容が抜けたり、または重なって教えたりということがないように十分配慮してほしいということ。

キャリア教育の視点による教育活動の推進を進めてほしいということで、これは概要版の後ろのほうに資料をつけておりましたので、ここをごらんいただきたいと思います。特別活動をかなめとしてキャリア教育は推進するのだけれ

ども、学ぶ意欲、学びに向かう力を高めるためには、何で学ぶ必要があるのかということ、そういうキャリア教育の視点が必要だというようなお話でした。

あと、地域学校協働活動、これは市町で立ち上げてほしいということで、主体は地域、教育委員会で、学校が主体となってやるのは学校運営協議会ですということでした。地域全体で子供をしっかりと育てていきたいと思いますという話がありました。

体力面につきましては、菊池郡市の課題は投力と持久力、投げる力と持久力が課題であるということで話がありました。

それから、部活動の適正運営、本年度末までに小学校は社会体育へ移行をする。中学校は週2日は休むということが文書として出てきております。ただ、なかなかこれの実践が難しいという話もあっておりました。

人権教育につきましては、学校で発生した差別事案は、行政ルートで必ず報告を上げてほしいということでした。

教科書採択につきましては、公正確保、チェックリストでチェックをするということで、チェックリストも後ろのほうにつけておりますのでご覧ください。

不登校、今年度は3月末時点で211名の菊池郡市の不登校生があったということです。十数名増えておりますが、菊池市の場合は10名減ったということで、菊池自体は前年度よりも改善が見られたということですが、管内全体で見ると、非常に増加傾向になっているということでした。

本年度4月末現在で、小学校10人、中学校35人。これは不登校傾向だと思えますけれども、まだ30日には4月では欠席にはなりませんので、非常に心配する子供たちが45人ぐらいいるということです。本年度はスクールソーシャルワーカー4人で対応していく。それから、スクールカウンセラーは6人に増えたということで、有効活用してほしいということでした。

学力向上につきましては、授業の質の改善を図ってほしいということで、主体的、対話的深い学びのためには、基礎的知識授業の習得が欠かせませんよという話がありました。

次に、今後の予定です。

5月24日、社会を明るくする運動推進委員会の理事会並びに青少年育成市民会議の理事会がごございます。

5月26日から27日にかけて、全日本マスターズレガッタが龍門の斑蛇口湖ボート場で開催されます。

27日、市内の小学校の運動会が行われます。9校開かれます。

5月28日、教科書選定審議会に行きます。

5月29日、防災の図上訓練。それから、これは字が1字抜けまして申し訳ありません。菊池地域人権同和教育連絡協議会総会。「総」が抜けてしまいました。総会が開かれます。地域未来塾の運営委員会、国公立幼稚園会の県北ブロック研究会のほうにも顔を出していきます。

31日、市幼保小中連携協議会、市防災会議。

6月1日、防犯協会の総会、スクールサポートの全体会議。

6月2日、地域おこし協力隊の面接が行われるようになっております。

6月4日、管内教育長会議、議会全員協議会、市特別支援連携協議会。

6月9日は、ほたるの里旭志の剣道大会に行ってきます。

6月10日、郡市民の体育祭が開かれます。

12日、庁議。

6月13日、社会を明るくする運動推進委員会の総会、菊池市青少年育成市民会議の総会があります。

6月14日、県人教社会教育部会宿泊研が今回旭志で開かれるということで、挨拶に来てほしいということでしたので、行くようにしております。

6月15日から29日にかけて教科書展示会。6月15日は市の校長会議。

6月16日、交通安全自転車大会。

6月19日、小学生の演劇教室。

6月21日に教育委員会が開かれるようになっております。

以上でございます。

松岡委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの教育長の報告について、質疑はございませんでしょうか。

芹川委員。

芹川委員 2点お尋ねいたします。

超過勤務に関して、最近は随分働き方改革で、早く先生方に帰っていただくように声かけをしていると伺っておりますけれども、土日に勤務しておられる先生方はいかがでしょうか。当然、この勤務時間に換算されていないのではないかと思いますけれども、現状はいかがでしょうか。

もう1点は、6月19日の小学生の演劇教室について、とても興味深く思いますが、もう少し具体的に教えていただけたらと思います。

松岡委員長 お願いします。

笹原生涯学習課長 小学生の演劇教室につきましては、市内小学校の3年生を対象に、演劇の観劇を毎年実施しております。演目については手持ちがございませんので。

芹川委員 はい、わかりました。

笹原生涯学習課長 文化会館でございます。

松岡委員長 じゃあ、それで、審議員、お願いします。

横手教育審議員 教職員の勤務時間につきましては、菊池市内では、土日に学校に出てきて仕事をした場合はカウントされています。タイムカードで全部カウントしますので。

芹川委員 土日も含めて。

横手教育審議員 土日も含めてカウントされています。それを含めて80時間オーバーとか。そのときはチェックがあがります。

芹川委員 ありがとうございます。

松岡委員長 教育長。

原田教育長 以前は学校によって、部活で来て押ししたり、仕事に来て押ししたりする学校と、部活とか土日に来て何もしない学校とあったんですね。ただ、いざ過労で倒れたとか何とかあったときに、そこら辺を押ししておかないと。押さないでカウントして、40時間しかなかったとか、それで倒れても、それは過労が原因じゃないとかあった場合に校長の責任が問われますよという話もあって、それから、学校に来たら必ずきちんと押ししましょうと。遊びに来た場合はいけないですけど、仕事なり、部活動の指導なりで来たときにはきちんと押ししてくださいと委員会からもお願いをしまして、今はどこの学校も押しってもらうように、菊池市内の学校はしております。

ですから、それが全て勤務かどうか分からないんですが、一応タイムカードで把握して、超過した時間分については報告を上げるような形をとっております。

芹川委員 ありがとうございます。

松岡委員長 ただいまの件で、もう少し私もお聞きしたいのは、一つはタイムカードは押されると。ただ、そのタイムカードを押したものが、どのように給料に反映されていくのかという流れはどんなふうか。

原田教育長 教員の場合は給特法というのがありまして、事務職員とかは別ですけども、教員の場合は、一律、給与に4%加算して反映されているんですよ。ですから、あとは何もない。特別たくさん時間かけて仕事しても、その分のお金が出るかという何もしません。唯一認められる超過勤務というのは、歯止め4項目というのがありまして、教職員会議に関するとか、非常緊急やむを得ない場合とか、学校行事に関するとか、もう一つは実習ですかね、航海とか。これは小中学校には関係ありません。それに限っては超過勤務の部分が認められます。例えば大きな地震があつて、そこからすぐ集まって、土曜日、日曜日も

勤務につかなくてはいけないとかいう場合は、その4項目の中に入っていますから超勤の手当が出ますけれども、一般的には全く何も出ません。

松岡委員長 そのことは、職員の先生方は理解されているわけですね。

原田教育長 はい。逆に言いますと、何時までいてもお金は出ないから、あまりそこら辺の認識はないんですよ。これがお金に反映されるなら、管理職のほうも「早く帰れ。そがん金を県は持つとらん」と言って帰すと思うんですけど、いようがいまいがお金は全然関係ないものですから、先生たちも自然と、家でするのも学校でするのも一緒という感じで、そのまま残ってしたり。確かに、する仕事の量は非常に増えているという思いがあります。保護者対応なんかもですね。

松岡委員長 その問題が、今、働き方改革の中と、それから過労死の問題と、色んなことが重なってきますよね。まだまだ難しいところですね。はい、分かりました。
他にございませんでしょうか。

委員一同 なし

松岡委員長 それでは、教育長の報告はこれで終わらせていただきます。
ただいまより議事に入ります。

議案第14号「菊池市生涯学習推進本部及び菊池市生涯学習推進審議会設置要綱を廃止する要綱の制定について」を議題として、事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習課。

笹原生涯学習課長 生涯学習課でございます。

ご説明の前に、まずお断りを申し上げます。本日提案しております議案を提出するに当たりましては、委員の皆様方に議案として事前に送付させていただいて、お目通しいただかなければならなかったところがございますが、庁内での調整等に時間を要しまして、本日配付となったものでございます。今後、早目に送付できるように努力してまいりたいと思います。申し訳ございませんでした。

それでは、議案のほうをご説明させていただきたいと思いますが、本日提案させていただいております議案第14号から第17号まで4案件につきましては、前回4月の教育委員会の折に、生涯学習センターの木村センター長より経緯や今後の方針等につきまして、事前にご説明を申し上げたものでございます。

内容といたしましては、これまで機能していなかった要綱を廃止して、昨年11月末に生涯学習の拠点として生涯学習センターがオープンいたしました。今後は教育委員会のみならず、市庁部局とも連携し、生涯学習の推進を自治体の総体のものとして位置づけることで、より効率的、効果的に事業の推進を図

られていくものと考えまして、市内全体の推進体制を整備するために、新たに要綱を定めるものでございます。

4案件につきましては関連でございますので、全てご説明させていただいた後にご審議いただければと存じますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

松岡委員長 はい、大丈夫です。

笹原生涯学習課長 それでは、まず、議案第14号「菊池市生涯学習推進本部及び菊池市生涯学習推進審議会設置要綱を廃止する要綱の制定について」でございますが、1ページでございます。

ただいま申し上げましたように、提案理由といたしましては、新たな生涯学習推進体制を構築するために従前の要綱を廃止し、新たに要綱を制定するというものでございます。

開けていただきまして、菊池市生涯学習推進本部及び菊池市生涯学習推進審議会設置要綱を廃止する要綱。菊池市生涯学習推進本部及び菊池市生涯学習推進審議会設置要綱（平成17年教育委員会告示第5号）は廃止する。附則といたしまして、この要綱は、告示の日から施行するとしておりますが、別添で2枚組で、従前の要綱を朱書きで（旧）と書いてあるものを配付させていただいております。こちらを廃止するものでございますが、これまで、第2条に書いておりますが、今後は生涯学習基本構想の策定とその推進に関し、必要な事項について審議するとしておりましたけれども、菊池市におきましては県にない、教育振興基本計画の中に盛り込んでおまして、こういった基本構想の策定というものを行っておりませんでした。ということで、この要綱が機能していなかったということで廃止するものでございます。

続きまして、議案第15号、3ページでございます。

「菊池市生涯学習推進委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について」でございますが、こちら提案理由としては同じでございます。

開けていただきまして、4ページでございます。

菊池市生涯学習推進委員会設置要綱（平成17年教育委員会訓令第9号）は廃止するということで、附則も、この要綱は、令達の日から施行するということで、こちら先ほどごらんいただきました2枚目のほうに現行の要綱を添付させていただいております。こちらの推進委員会につきましては、生涯学習の推進に関する事業を行うということで挙げておりましたが、これは主に生涯学習フェスティバルをどういったフェスティバルにしようかということで、各課の担当者レベルで協議を行っていたものでございます。こちら中身を見直しまして、新たに要綱を制定させていただきたいと思っております。

続きまして、5ページでございます。

議案第16号「菊池市生涯学習推進本部設置要綱の制定について」でございます。

提案理由といたしましては、菊池市の新たな生涯学習推進体制を構築するため、要綱を制定するというものでございます。

開けていただきまして、6ページでございます。

事前に配付ができておりませんでしたので、条項を読みながら説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第1条の本部の設置についてでございます。本市における公共の福祉の増進、これにつきましては市長部局も含めた取り組みということで、公共の福祉の増進という文言を入れさせていただいております。及び生涯学習の振興を図るため、菊池市生涯学習推進本部を設置する。第2条におきましては、所掌事務ということで、本部は生涯学習基本方針及び生涯学習基本計画について審議し、菊池市総合教育会議運営要綱第2条に規定する菊池市総合教育会議に提出するというので、今後、生涯学習基本方針並びに生涯学習基本計画について、策定に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

第2項といたしましては、本部は生涯学習年間計画について審議、決定し、教育委員会に報告するというようにしております。

第3項につきましては、第2項の審議に当たっては、市民の生活文化の振興、社会福祉の増進及び生涯学習の振興の観点から、関係施策の連携及び調整を十分図れるよう努めなければならないとしております。

第3条は、組織でございます。組織につきましては、7ページの別表第1でございますが、本部は本部長1人、市長でございます。副本部長2人として副市長と教育長でございます。及び本部員11人をもって組織し、それぞれ別表第1に掲げる職にあるものをもって充てる。第2項は、本部長は本部を総括する。3項といたしまして、副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理するとしております。

本部会議、第4条でございます。本部長は、必要に応じて本部会議を招集し、議長となる。

第5条は委員会でございます。本部に第2条に掲げる事項を検討協議し、審議案を作成するとともに、全庁的な生涯学習を推進するため、生涯学習推進委員会を設置するというので、推進会議のメンバーにつきましては、7ページの下段の別表第2に掲げている職員をもって充てるということにしております。第2項といたしまして、第2条第3項の規定は、本条に準用する。第3項、委員会は検討協議の実効を図るため、必要に応じ、作業部会を設けることができる。第4項、委員会の委員長、副委員長及び委員は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。第5といたしましては、委員長は会議を招集し、議長となる。第6項、委員長は、必要と認めるときは、委員を限定した分会を開催できる。第7項、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。第8項、委員長は、会議で検討協議した経緯、主な意見及び審議案について本部に報告する。第9項、支所長は委員として、所管区域の公民館の運営及び事業に協力及び助言するものとする。

事務局といたしましては、第6条でございますが、本部、委員会及び作業部会の事務を処理するため、菊池市教育委員会生涯学習課に事務局を置くとしております。第2項といたしましては、教育委員会中央公民館、政策企画部市長公室及び総務部総務課は、事務局業務が円滑に行うよう、これに協力するものとする。

第7条、その他といたしましては、この要綱の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定めるとしてしております。

附則といたしまして、この要綱は、告示の日から施行するものでございます。開けていただきまして、8ページ。

議案第17号「菊池市生涯学習推進会議設置要綱の制定について」ということで、菊池市生涯学習推進会議設置要綱を次のとおり制定するものとする。

開けていただきまして、9ページでございます。

要綱の内容でございます。

第1条は、設置についてでございます。本市における生涯学習の振興に資するため、菊池市生涯学習推進会議を設置するというものでございます。

所掌事務につきましては、第2条でございます。推進会議は、生涯学習の振興に関連する計画及び施策の連絡調整並びに生涯学習フェスティバルに関する事業の企画、運営及び評価を行うとしております。

組織といたしましては、第3条。推進会議は、生涯学習の振興が市民の福祉の増進と深く関わることから、全所属による構成とし、原則として各課長の指名する係長をもって生涯学習推進委員として組織する。

第4条、会長及び副会長でございます。推進会議に会長1人及び副会長若干名を置く。第2項といたしまして、会長は推進会議を代表し、会務を総理する。第3項、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理するというものでございます。

第5条は会議についてでございますが、会長は、必要に応じて推進会議を招集し、議長となる。第2項が、会長が必要と認めたときは、関係者を招き、意見及び説明を聞くことができるとしております。

事務局につきましては、第6条でございます。推進会議の事務を処理するため、菊池市教育委員会中央公民館に事務局を置くとしております。

その他といたしまして、第7条が、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定めるということで、附則が、この要綱は、告示の日から施行するというものでございます。

以上が四つの議案の説明となります。よろしく願いいたします。

松岡委員長 ただいま事務局から、第14号から17号まで一括して説明をいただきました。ただいまから、審議事項ですから、一つずつ審議をさせていただきたいと思っています。

それでは、第14号「菊池市生涯学習推進本部及び菊池市生涯学習推進審議会設置要綱を廃止する要綱の制定について」、ご質問はございませんでしょうか。

委員一同 なし

松岡委員長 それでは、ないようですので、議案第14号を挙手により採決いたしたいと思
います。

ご承認いただける方は、挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

松岡委員長 ありがとうございます。

それでは、次に入りたいと思います。第15号「菊池市生涯学習推進委員会
設置要綱を廃止する要綱の制定について」を議題といたします。

ただいまの説明について、質疑及び異議はございませんでしょうか。

生田委員。

生田委員 16号、17号、両方に関係するんですが、推進本部と推進会議の関係、事務局
もそれぞれ違うようなんですけど、何か関係があるのか、そこら辺をちょっと教
えていただきたいと思います。

松岡委員長 生涯学習課長。

笹原生涯学習課長 17号におきます推進会議につきましてはこれまでもございましたが、こ
ちらについては、主に生涯学習フェスティバルについて審議するところでござい
まして、ここにおきましても関連はございますが、基本方針並びに基本計画につ
きましては本部のほうで審議するという形にしております。

松岡委員長 よろしゅうございますか。

生田委員 フェスティバルに関する事業の一角というのは、第2条の推進会議の所掌事務の
中に入っているんですが、生涯学習の振興に関する計画等も入っているわけでし
て、それが推進本部の生涯学習基本方針とか生涯学習基本計画との関連があるん
じゃないかと思うんです。そこら辺をはっきりするためには、推進本部設置要綱
の中か何かに推進会議のことをちょっと触れておくとか、それがなくていいのか
など。何か独立したものが二つだけあって、一方は係長さんたちの組織で、その
上が課長さん、部長さんで組織されているので、多分、その上下関係があると思
うんですが、それ以外では関連性が分からないんです。だから、そこらあたり、
運用の中でしっかり位置づけされていければ、それはそれでいいんですけど、
そのあたりをはっきり書かれていたほうが分かりやすいかなと感じました。

笹原生涯学習課長 まず生涯学習推進本部の設置要綱のほうにつきましては、所掌事務に書いてありますとおり、生涯学習基本方針並びに計画について審議する場という形で、そこで決まった企画、計画等を9ページの菊池市生涯学習推進会議のほうで実行していくという形で運用してまいりたいと思っています。

以上でございます。

松岡委員長 ほかに質問ございませんでしょうか。

委員一同 なし

松岡委員長 それでは、議案第16号「菊池市生涯学習推進本部設置要綱の制定について」、皆さんから質疑がないようですので、原案どおり承認することに異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

松岡委員長 それでは、第16号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。
それでは次の、議案第17号「菊池市生涯学習推進会議設置要綱の制定について」を議題として、事務局からご説明を先ほどいただきました。

それでは、皆さんから質問をお受けいたしたいと思います。ございませんでしょうか。

委員一同 なし

松岡委員長 質問がないようですので、採決をしたいと思います。
議案第17号は原案どおり承認することにご異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

松岡委員長 それでは、ないようですので、承認いたします。
それでは、議案の14号から17号まで審議をしていただきまして、ただいま議案が議決いたしました。

続きまして、報告案件に移りたいと思います。

いじめ・不登校について、事務局からの報告をお願いいたします。

上田学校教育課指導主事 お願いします。本来、担当は久保指導主事となっておりますけれども、本日別の公務のため、かわりに私のほうから報告をさせていただきたいと思います。

それでは、お手元のいじめ・不登校の報告案件資料をご覧ください。まず1ページから説明をさせていただきます。

新年度が始まりましたので、いじめ・不登校に関しましては、それぞれの学校におきまして、4月から新たにリセットされての報告となっております。

4月は授業日が15日ということでしたので、不登校の定義となります欠席30日を超える不登校児童生徒はおりませんでした。欠席10日以上30日以内の不登校傾向となります子供が、小学生1名、中学校12名の合計13名となっております。また、病気や経済的理由により欠席している子は不登校ではないとなっておりますので、その数は小学校6名、中学校7名の合計13名ということになっております。

続きまして、ページの中央グラフになります。平成20年から昨年度までの菊池市の不登校児童生徒数を示してあります。平成25年度データだけが見つけられず、提示できませんことをご了承いただきたいと思います。

平成29年度、先ほど教育長からの報告にもありましたけども、不登校53名ということでした。平成28年、いわゆる熊本地震が発生したときに、熊本県教育委員会を中心に、心のチェックリストあるいは心のケアということで、子供たちの心を大切にしていましようという取り組み、あるいはスクールカウンセラー等の臨時的な導入もありましたので、そういったところで非常にこの2年間、特に担任の先生方も子供たちのチェック体制、あるいは心のサポート的な体制が非常にできつつありますので、そういった面もこの平成29年度の減少につながっているのではないかと考えております。引き続き本年度も、特に担任の先生方の子供たちを見る目というものをしっかりと、こちらも指導しながら、より減少につなげていければと考えております。

それと、一番下のグラフになりますけれども、不登校児童生徒と関係機関との連携状況のグラフになっております。

現時点では、13名の不登校傾向の中で、2名が繋がっておりません。その他の11名は関係機関と繋がっておりますけれども、関係機関へ繋げることが困難なケースがあり、繋げるためには保護者との関係づくり、家庭訪問で会えず、電話が繋がらなくても、学級通信等のプリントを家庭へ届けたり、留守番電話にメッセージを残す等しながら、学校情報をしっかりと届ける努力を続けながら、学校と関係が切れないように、そういった情報収集と策を立てるようなケース会議を行っていくよう、学校のほうには助言をしております。

それでは、報告資料2ページのほうをご覧くださいと思います。

上の二つのグラフは、平成30年度小学校、中学校、それぞれのいじめの報告になりますけれども、4月のいじめ報告としましては、小学校が1件、そして中学校が1件、合計2件の報告がっております。昨年度の4月におきましてはいじめの報告件数はゼロでしたので、やはり年度初めから学級づくり、人間関係づくりなど、いじめを起こさない、許さない学級づくりができていのかどうか非常に心配をされているところでもあります。しかし、逆の見方をしますと、いじめがあることをしっかりと見抜くことができています。いじめが発見できたからこそ報告が上がっていることも非常に大きな意義があるのではないかと考えております。

いじめがなくなったという定義につきましては、いじめがなくなったと判断してから3カ月後が終息となっておりますので、今後も日ごろから学校職員がアンテナを高くして、いじめがあつてないかという注意をさせていただくように、今後とも学校のほうへは指導を継続していきたいと思ひます。

あと、2ページ下のグラフは、適応指導教室と心の教室、市SSW、市の学校支援コーディネーターに寄せられた相談件数を示してあるものになります。不登校傾向児童生徒で関係機関との連携ができていけるケースは、学校支援コーディネーターが関わっております。一番右の棒グラフになっております。授業数15日間という短い期間で73件の相談があつたということからも、やはり学校が抱える不登校問題がまだまだ非常に多いことがうかがえるかと思ひます。

適応指導教室におきましては、現在、泗水が3名、七城が2名、旭志が1名の6名が入級しております。菊池教室指導員は、毎日菊池南中と菊池北中を行き来しながら、昨年度、適応指導教室に入級していた児童生徒が何とか踏ん張って学校で過ごせるように支援をしているところです。

心の教室においては、今年度から菊池北中と七城中、旭志中の3名の相談員が新しい相談員となっております。そのため、相談員も生徒の様子を見ており、生徒も先生がどんな人なのかという様子を見られている期間であり、相談件数におきましては、1日1件というような状況でした。

年度初めの4月の相談件数としましては、適応指導教室の昨年度は94件が今年度は177件に、心の教室の昨年度は60件が75件へと増えている状況であります。

続きまして、資料の3ページになります。4月の不登校傾向の状況についてをごらんください。

ここにつきましては、関係機関との連携が困難な家庭の現状と、どのように対応しているかというのを説明してあります。ここは読ませていただきます。

4月は13名の不登校傾向の児童生徒報告がありました。保護者の特徴としては、「子供が学校に行かないことに困っていない」「今が楽しければ学校など行かなくていい」「保護者が学校を嫌っている」「学校との接触を拒否する」などです。2名の児童生徒、小6女子、中2女子が関係機関とつながっておりますが、関係機関とつながらない原因としまして、保護者が拒否をしているということです。この場合、学校が把握していない関係機関とつながっていることがあり、その場合の保護者には困り感が見られません。

深刻なのは、どの関係機関ともつながっていない保護者は、学校との関係も拒否されることが多く見られます。そこで、学校と教育委員会で何か困ることはないのかという視点で情報交換を密にしておく必要があります。今のところ、何も困っていない場合の家庭は、情報提供というアプローチを続けていくことがポイントです。プリントを家に届ける、電話を入れる、着信履歴を残すなど、学校の情報が家庭に届くように続けていくことで、学校は何にも教えてくれない、何もしてくれない、連絡がないので不信に思うというクレームは防げています。続けていけば、食いつきがあるというケースがありました。イベントな

ど、登校できることがありました。情報提供を続けていたことで、登校するきっかけをつくることにもなっています。その際、来ることの理由があります。その理由をつかむことです。せっかく来てくれたときに、こんなときばかり来てという姿勢ではなく、よく来てくれたと受け入れる学校の雰囲気があるかどうかはその後の展開に大きく影響しているようです。

ということで、この4月の概要につきましてまとめています。

それでは、次の4ページ、5ページのほうをご覧ください。ここにつきましては、適応指導教室の利用状況、そして、心の教室の相談利用状況になっております。

まず4ページ、4月の適応指導教室の相談状況の特徴としましては、教職員の相談件数が多いということになっております。

理由としましては、学級づくりで指導がうまくいかないこと、生活リズムや乱れを改善するための指導の仕方で悩んでいるなどです。担任としてクラスの子供たちと関わる中で、友人とのトラブルで困っている子供の対応、保護者からの相談など、勉強を教えること以外の業務が非常に多くなっていることもうかがえます。ただ、適応指導教室指導員の先生方がいらっしゃらなければ、177件の相談が担任に向けられることにもなります。早い時期に、通級申請が提出されますので、新しいクラス、新しい友達と一緒に学校生活を過ごせるよう、相談窓口として、児童生徒や教職員に話しかけていくように指導員の先生方にはお願いをしています。

資料5ページのほうになります。

心の教室相談件数は、5つの教室の相談件数合計が75件でした。菊池北中、七城中、旭志中は本年度相談員が代わったということで、相談件数は少なかったようです。相談数から見ると、1つの中学校からの相談件数が一番多くありました。不登校で悩んでいる生徒、保護者からの相談が一番多く寄せられており、クラスになじんでいない子がいることが相談項目の数からうかがい知ることができます。

4月はできるだけクラスの友達と過ごそうと努力する子の動きが見られますので、みんなで何か目標を立てて取り組み始めるにはよい時期でもあります。そのためにも、学級目標をどのような内容にするかは非常に重要になります。

ページ下のグラフをご覧ください。菊池市のスクールソーシャルワーカーへの対応、相談件数は14件あり、前年度から年度をまたがった相談が続いております。本年度は隈府小、泗水小に1日派遣していた体制から、市内全部の学校からの申請をもとに派遣するように変更しております。クラス替えがあったすぐは、教師とのトラブルの相談があったことから、固定した友達関係を広げるといふことに抵抗を示す子が増えているのも見えてきております。

それでは、最後に資料の6ページをご覧ください。これまでが、いじめ・不登校の報告案件ということになりますけれども、こちらにつきましては、本年度の学校訪問予定を立てるための資料になっておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

まず、緑色で総合Aと書いてあります7月18日の旭志中、9月18日の花房小、9月26日の泗水東小、11月7日の菊池北中、11月21日の戸崎小の5校は、菊池教育事務所と菊池市教育委員とともに訪問することになります総合の学校訪問ということになります。黄色の研発と書いています11月1日の泗水西、11月13日の泗水中、年を明けまして、2月6日の菊池北小の3校は、学力向上の研究発表会となっております。

それと、11月20日としております七城小・中学校は、いじめ防止の合同の研究発表会となっておりますけれども、大変申し訳ございません。11月19日月曜日への訂正ということで、申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

それと、1月25日の旭志小学校は、県の小学校理科研究大会というものでして、菊池市教育委員会主催の研究発表ではありません。

緑の総合学校訪問のA、それと、泗水西、泗水中、菊池北小の研究発表会には、教育委員さんの参加の依頼を今後行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

学校訪問Bにつきましては、半日の訪問となっておりますけれども、こちらにつきましては、現在、隈府小、菊之池小、旭志小、泗水小、菊池南中の5校に訪問希望日を確認しております。今後、日程が決まりますので、決まり次第、訪問依頼をします方々には連絡をとらせていただきたいと思います。

このような学校訪問では、児童生徒の様子を見る大変よい機会となりますので、いじめ・不登校に対処しています現場の様子等も見られる視点としてお持ちいただき、子供たちや先生方の現場の声を聞いていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

報告は以上です。

松岡委員長 それでは、いじめ・不登校について、皆さんからの質疑はございませんでしょうか。

じゃあ、私のほうから1点だけお尋ねいたします。

3ページの中段の文章の上から4行目、「2名の児童生徒、小6、中2、関係機関と繋がっておりませんが」ということは、どう理解したらよろしいでしょうか。

上田学校教育課指導主事 こちらとしては、特に学校のほうから保護者のところに行って、当然、学校に来てほしいということでアプローチをしていくんですけども、なかなかそこに対しての保護者の方の同意が得られないということで、学校としてもケース会議をしながら、こちらにも相談が来て、当然こちらの教育委員会からもそちらのほうへ動きは見せているところなんですけれども、完全にもう、「いや、要らない」というシャットアウトが非常に厳しいところとなっております。ですので、学校としましては、何回もケース会議を設けて、当然、学級通信あるいは行事の連絡等は小まめに、そこはされてはいますけれども、結果

的に保護者から押し出しというところがなかなか見られないというところになっております。

松岡委員長 その2段目に「保護者が拒否していることです」と書かれていますが、そういう家庭が増加しているんですか。それとも、減っているんですか。学校の現場として。

上田学校教育課指導主事 状況によりますけれども、年々増えているというところは否めないのではないかと思っております。以前、こういうことはまず考えられませんでしたので。私たちが若く、学級担任をやっていた時代でも、保護者と学校職員が繋がるというのは、当然当たり前の世界でやっていたことが、年々学校に対しての壁といたしますか、私からは見えない壁というふうに思うんですけれども、そういった家庭というのは年々増えてきているところがありますので、現場としては、非常に困り感は高まっています。実際、そういった相談件数も教育委員会のほうにも増えているところはあるかと思えます。

松岡委員長 委員会としても、こういう課題を真摯に受けとめながら、どこに問題があるかというのを検討していくこともとても大事なのかなと思います。保護者が拒否される。逆に言えば、その裏づけとなるものですよ。何で拒否されるのかなということですよ。やっぱり、もう少し前向きに考えられるとほんとうはいいんでしょうね。

学校と保護者、一つは地域ぐるみで色んな問題を解決していく。地域というか、この地域では行政区から言えば区長さんがいらっしゃるし、区長さんもそういう家庭に対して、もし情報が行っていれば、区長さんだったらどう感じられるのかなとか。学校の現場でもやるべきことはやられてると思うんですよ。通常、一生懸命に。でも、拒否されることをどうしたらいいか。子供が一番かわいそうですよね、本当に。というのがやっぱり。

そして、下のほうに「そこで、学校と教育委員会で、何か困ることはないかという視点で情報交換を密にしておく必要があります」。ここに書いてありますから、密にしながら、何か解決方法をですね。そしてやはり増えていると。いじめ・不登校も一緒だと思うんですけど、増えている。でも、対策を組んでも組んでも減ることがないということになったときに、もう少し深掘りして検討していくことも必要ではないかなと思っています。

他にご意見ございませんでしょうか。

委員一同 なし

松岡委員長 それではないので、次の報告案件に移りたいと思います。

次は、「菊池市立泗水幼稚園の民営化について」、事務局から報告をお願いします。

学校教育課、お願いします。

木下学校教育課長 それでは私のほうから、菊池市立泗水幼稚園の民営化につきましてご報告をさせていただきたいと思えます。

先日の教育委員会時に今後の方向性につきましてはご報告をさせていただいておるところでございますが、具体的なスケジュール（案）を作成いたしましたので、再度ご報告をさせていただきます。

資料7ページになります。

公募の2回目に関しますスケジュール（案）になっております。改めて、移譲先事業者を市外に広げての募集となります。事務局のほうで、移譲日予定を32年4月1日としておりますので、今後の流れについて説明します。

まず、6月末から始まります定例議会に、選定委員会に関します予算の上程を行います。

それから、7月に選定委員会設置に関します保護者説明会。それから、同じく7月下旬には、移譲先の事業者選定委員会第1回目を開きたいと考えております。

それを受けまして、8月上旬に保護者説明会。中旬には、移譲先選定委員会の第2回目を開きたいと考えております。それから、8月下旬に入りまして、その選定委員会での経過報告等を保護者会のほうで。

公募につきましては、今、9月、10月を予定をしておるところでございます。

10月下旬に入りますと、平成31年度の新入園児向けの説明会を行いまして、11月1日からは31年度の園児募集を行いたいと考えております。11月上旬には、移譲先事業者の選定委員会、第3回目といたしまして、1次の書類審査会を行いたいと考えております。同じく中旬には、第2回目の審査会となります。プレゼンのほうで、移譲先事業者の選定を行いたいと考えております。同じく11月22日に、移譲先事業者の決定を市の教育委員会のほうにはお諮りをしたいと考えております。

それから、12月に入りまして、保護者説明会、同じく12月の市議会定例会のほうで移譲先の決定の報告を差し上げたいと考えております。

年明けまして、1月の市の教育委員会のほうで関係議案の上程を行ってまいります。これにつきましては、移譲先事業者の決定、それから財産の譲渡に関する議案、それから市立幼稚園条例ほか関係3条例の廃止条例案でございます。

同じく3月に入りまして、市議会定例会のほうで、今申し上げました議案の上程を行いたいと考えております。それから、同じく3月には、また保護者会のほうへ説明を行ってまいります。

31年度に入りましてから、5月ごろに不動産鑑定の業務委託。

それから、10月ごろから合同保育の開始を半年間予定をいたしております。

11月には、翌年度の園児の申し込みの受付開始になります。

32年3月末で泗水幼稚園の閉園式、4月1日から民営化開始ということで、4月1日を移譲日として、今後進めてまいりたいと考えております。
以上でございます。

松岡委員長 それでは、皆さんから質問がございますか。ございませんでしょうか。

委員一同 なし

松岡委員長 それでは、井本園長が今日は見えていらっしゃいますので、報告案件ですから、報告することが何かあれば、お願いします。

井本泗水幼稚園長 いえ、特には。課長が言われたとおりでございます。

松岡委員長 分かりました。ほかに皆さん、ございませんでしょうか。

生田委員 5月22日に民間移譲日の決定と書いてあるんですけど、これはどういう意味ですか。

木下学校教育課長 先ほど申しました32年4月1日を移譲日としたいと事務局のほうで考えております。委員会のほうで、それでよろしいということであれば、それが移譲日の決定という形で進めさせていただきたいということでございます。

生田委員 それは、議題として上げなくても、今日のやつで決定ということになるということですか。

木下学校教育課長 そうですね、はい。その移譲日で今後の検討委員会のほうにまた上げていってから逆算してまいりますので、そこでご了承いただければ、そのスケジュールに沿って進めてまいりたいと考えております。

松岡委員長 報告案件ですから、採決とらないという、何かはっきりしないような形がありますが、一応聞いてるということでもいいわけですね。
部長、お願いします。

大山教育部長 ちょっと補足を行いたいと思います。

今日の教育委員会では、民間の移譲日が、当初、平成31年4月1日ということでしたので、移譲がとまっておりますので、ここはおのずと受け手がなくなって廃止をします。今からやっていくとすると、早くても平成32年4月1日からですよというような、一応の決定といえますか、報告をしているということで、今後、民営化の移譲先の選定委員会をやってまいりますけれども、最終的にはそこで、いつ引き渡すんだという話と、これまでの1回目の公募要領

の見直すところも移譲先の検討委員会の中で検討していただくということになるかと思えます。

移譲先の選定委員会の中では、教育委員会の中では平成32年4月1日でやろうということでやっておりますがというような報告をしていきたいということの内容だとは思いますが。

江藤委員 よろしいですか。

大山教育部長 分かりにくいと思えますけど。

松岡委員長 江藤委員、お願いします。

江藤委員 これも相手があることなので、移譲先事業者がうまく見つければということになるのかなということで、非常に流動的であるということで捉えてよろしいですかね。うまくいけば平成32年4月ということで。

木下学校教育課長 そうですね。まだ、応募があるかどうかというのが公募しないと分かりませんものですから、何とも言えないところですけども、一応市外のほうまで広げてから、今度公募させていただきたいというふうに思います。

松岡委員長 報告案件ですから、開始したいということでご理解いただければよろしいんじゃないでしょうかね。

江藤委員 承知しました。

松岡委員長 ほかにございませんでしょうか。

委員一同 なし

松岡委員長 それでは、次に入りたいと思います。

「菊池市営七城総合グラウンドの事故について」、事務局から報告をお願いいたします。

吉田社会体育課長 資料の8ページお願いいたします。

菊池市営七城総合グラウンドでの事故につきましては、6月上旬に臨時委員会が予定をされております。その報告案件になるということで、報告をしたいと思えます。資料に基づきましてご説明を申し上げます。

専決処分書。社会体育施設管理中の損害事故による損害賠償に係る額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

まず1番目の事故の発生でございますが、平成30年2月3日の土曜日の午前11時30分ごろに事故が発生をしております。

2の相手方でございますが、菊池市森北の内藤雅美さんでございます。

3の事故の概要としましては、七城総合グラウンドにおきまして、七城体育施設管理人の方が、進入路のところに横断しているグレーチング付きの側溝がありますが、そのグレーチングをあけて清掃をしていたとき、何かを取りに行かれたと思いますが、スコップを側溝に差したまま、そのままその場を離れられたということで、そのときに、ちょうど相手方の車両が進入してきたということで、フロントのバンパーとラジエーター等を破損をしまして、そういうことで損害を与えたものでございます。

4の損害賠償の額につきましては、11万2,328円でございます。

5の決定事項としましては、本件事故に関する一切の損害賠償として上記の金額を支払い、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議申し立てをしないものとするということで、双方でこの旨の示談書を交わしております。

そういうことで、このような事故が起こったことによる反省事項としましては、このような形で清掃を行うときには、監視人をつけるか、あるいは目印になる三角コーン等を置いてから、安全管理面に十分注意しながら作業を行うということが本来の仕事をするべき姿ではなかったかということで、それができていなかったということにつきましては大きな反省点であったと思っております。

このようなことが二度と起きないようにということで、施設の管理人さんには周知徹底をしたところでございますし、また、他の場所でも、安全管理面には十分注意して作業をするようにということで周知をしたところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

松岡委員長 皆さんから何か質問ございますでしょうか。

生田委員 損害は保険か何かから出るんですか。

吉田社会体育課長 今回の質問は、保険か何かには入っていないでしょうかというご質問ですが、こちらのほう、市の施設につきましてはほとんどの施設が保険に加入しております。そういうことで、今回のこの施設についても保険に加入しておりますので、こちらの支払いにつきましては保険金のほうからお支払いをしたというような形となります。

以上です。

松岡委員長 はい、どうぞ。

生田委員 これ、責任の割合は、ゼロ・10ですか。

松岡委員長 お願いします。

吉田社会体育課長 基本的には、市が十分に安全管理面をしていなかったというところがほとんどその原因となっていると考えておりますので、一応、10・ゼロということで捉えております。

松岡委員長 わかりました。これ、警察の立ち合いはなかったんですね。

吉田社会体育課長 警察立ち合いは基本的にはやっておりません。

松岡委員長 お互いに示談で解決したということですね。

吉田社会体育課長 はい。示談で解決したということになります。

松岡委員長 分かりました。他にございませんでしょうか。

森職務代理 下のほうって見えないですね。

大山教育部長 鴨川公園のほうからグラウンドが高低差があって、下がっていったところでちょっと見えなかったということです。通常の車の場合は、先ほど話したみたいに過失割合が出てくるんですよ、8対2とか。この場合は、完全にうちの管理ができていなかったこと、進入できませんよとか、作業中ですよというものをするべきことを忘れてる。原因はそういったことだそうです。

松岡委員長 常識的な判断でされたわけですからね。あまり争いにならないほうがいいかもしれない。

大山教育部長 ちなみに、こういった保険を公費で払っておりますので、公費で払ったものをまた保険で出すときには、こうして議会のほうに報告をするということになっております。

松岡委員長 分かりました。

それでは、次に参りたいと思います。

「菊池市自治公民館活性化事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」の報告をお願いします。

公民館長、お願いします。

山本中央公民館長 説明の前に、こちらのほうも事前に資料の配付ができておりませんでしたことをまずもっておわび申し上げます。すみませんでした。

それでは、説明のほうに入らせていただきたいと思います。

9ページをお願いいたします。

現在、菊池市では、公民館活性化事業助成金を交付しておりますけれども、この内容につきまして、実態とそぐわない部分や説明が十分でない部分があったところから、今回この助成金の交付要綱の一部を改正するものです。

内容につきましては、次の10、11ページをお願いしたいと思います。

まず、第2条中ですけれども、最後の「目的とする」を「目的とし、予算の範囲内において交付するものとする」に改めるものです。

次に、第4条ですけれども、この第4条につきましては、「この助成金の交付対象となる事業は、次の各号に定めるもののうち、2事業以上を実施し、かつ、総計時間数が8時間を超えるものを対象とする」とかえまして、それぞれ(1)から(4)まで「要する経費」と書いておりましたけれども、これを事業名ということで、(1)青少年健全育成事業、(2)家庭教育支援事業、(3)世代間交流事業、(4)伝統文化継承事業、(5)生涯学習支援事業と改正するものです。

次に、第5条中の第1号ですけれども、「諸謝金」を「謝金」に改め、同じく同3号中の「委託費」を「保険料」に改め、第4号中の印刷製本費の次に「原材料費」を加えるものです。

次に、第6条中につきましては、「関わらず」の次に、「補助対象経費の」を加え、「3分の2以内の額」の次に、括弧で、「(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)」という条文を加えまして、さらに第2項といたしまして、「この助成金は、他の補助金との併用はできないものとする」をつけ加えるものでございます。

次に、第7条ですけれども、その他ということで、「この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は教育委員会が別に定める」。

附則といたしまして、この要綱は告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用するというので、今回改正をするものです。

以上で説明を終わります。

松岡委員長 それでは、報告案件ですので、皆様から質問があればお受けいたします。よろしいでしょうか。

江藤委員、お願いします。

江藤委員 第4条の第5項の生涯学習支援事業というのは、具体的にはどのような例を挙げていただけますか。

山本中央公民館長 今まで1から4までということでしたんですけれども、自治公民館で、これからの社会的課題であったり、そういうものに対して必要があると考えられるような事業をする場合に、その枠としてといたしますか、それで生涯学習支援事業ということで一つ受け皿としてつくっておいた上で、それぞれの内

容については、それぞれ自治公民館のほうで色々検討していただければという
ようなところで、今回、お出ししているところです。

森職務代理 1から4までも今までも大体あったと思うんですけども、具体的にどんなの
が。一つでいいですので教えていただいたら。私はあまり分からないので。

山本中央公民館長 まず、世代間交流とか文化継承については、「もぐら打ち」とか、どんど
やとかを区でされたり、あと、区のお祭りをされています。あと、子供たちと
一緒に花植えであったりとか、そういう事業等もされています。

確かに、学びといいますか、そういう事業がちょっと少ないかなというのは
全体的に見てとれましたので、そういう内容につきましては、今後、自治公民
館の会議等もありますので、その中の情報発信の中で、こういう事業もよそで
はあってますよというようなことで発信していきたいと思っております。

松岡委員長 私からも一つだけお尋ねしたいんですが、今まで大きく四つの事業があつて、
総額どれくらいが今まで出されていますかね。

山本中央公民館長 予算的には毎年120万円上げておまして、各210ある自治公民館
の館長さんに対してこの説明を行いますけれども、昨年上がってきたところで
27地区だったと思います。金額にして100万ちょっといかないぐらいの金
額、90万ちょっとだったと思います。

松岡委員長 枠の中で収まっていると。

山本中央公民館長 そうですね。もうちょっと公民館活動を活性化していかないといけない
かなと。やはり直接市民の方と一番近いところにありますので。そういう意味
もありまして、生涯学習支援事業も含めたところで、こっちのほうから色々な
できることを提示していけたらというような形で、今思っているところです。

松岡委員長 5万円の3分の2ですね。

山本中央公民館長 そうですね。

松岡委員長 もっと告知してもらおうと。せっかく予算立ててあるから、満額ぐらいになると
いいでしょうけど。

山本中央公民館長 モデル事業的なことも本当はやっていけたらと思ってるんですけど、ま
だそこについてはスタッフのほうも勉強不足がありまして、なかなか指導する
には至っていないという部分もありますので、そういう点では、今後、私たち
のほうも研修させていただきたいと思っています。

松岡委員長 その他、ございませんでしょうか。

委員一同 なし

松岡委員長 それでは、今日、議題として上げていただきました報告案件もこれで終わりとして、次に、その他で、事務局から何かございませんでしょうか。

木下学校教育課長 お手元のほうにA3の紙があると思います。泗水小学校の大規模改造工事の資料のほうをお持ちしております。このことにつきましてご説明をさせていただきますと思います。

泗水小学校の大規模改造の2期工事の建築工事に関しまして、中ほどに黄色の線をつけております。予算額1億6,800万円の工事となっております。これにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、予定価格1億5,000万円以上の工事に関しましては議会の議決を必要としておりますので、今回出しておるところでございます。

上の表を見ていただきたいと思います。2期工事のところでございます。

4月24日の市の審査会を経まして、6月5日が入札日でございます。6月末に予定されております議会定例会のほうに上程をいたしまして、7月上旬には契約を行いたいと考えております。したがって、教育委員会議のほうで承認後、議会上程が通常でありますけれども、契約金額、相手方等がまだ決まっております。6月5日が入札日でございますので、まだ決まっておりますので、次回の6月の教育委員会で報告をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

松岡委員長 皆さんからご質問ございませんでしょうか。

委員一同 なし

松岡委員長 よろしゅうございますか。
その他で他にございませんでしょうか。

委員一同 なし

松岡委員長 無いようですので、これで今日の審議報告、その他案件につきましては終了させていただきます。ちょうど3時になりました。

(音源終了)